



<p>○ 保安林の解除予定の正誤 ○ 建設業の許可の取消しの正誤 〃 〃 〃 〃</p> <p>【正誤】 (県例規集登載)</p> <p>する規則</p>	<p>目次</p>
<p>〃 〃 監理課 治山課</p>	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第五号

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則（昭和五十一年岡山県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中等教育学校」を「岡山県立中等教育学校」に改める。

第二条第一項中「中等教育学校」を「岡山県立中等教育学校」に改め、同項第二号中「岡山県立高等学校定時制課程生徒」を「岡山県立高等学校の定時制課程及び通信制課程の生徒」に改め、同条第三項第二号中「第三条第一項」を「。以下「就学支援金支給法」という。」第三条第一項」に、「同法」を「就学支援金支給法」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前各項の規定にかかわらず、知事は、岡山県立高等学校又は岡山県立中等教育学校の後期課程の生徒のうち学習に意欲のある生徒であると認められるものが、次に掲げる者に該当しないときは、その者が納入すべき授業料等の全部又は一部を免除することができ。ただし、既に納期の到来した授業料等については、免除しない。

一 専攻科に在学する者

二 授業料等を免除することが岡山県立高等学校又は岡山県立中等教育学校の後期課程における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある者として次に掲げるもの

イ 就学支援金支給法第二条に規定する高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者

ロ 知事が別に定めるところにより計算した在学期間が通算して三年（岡山県立高等学校の定時制課程及び通信制課程にあつては、四年）を超える者

ハ 就学支援金支給法第三条第二項第三号に該当する者

第三条第一項中「の規定」を「又は第四項の規定」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、他の申請手続等において既に提出している書類である場合その他の知事が

別に定める場合は、この限りでない。

第三条第二項第二号中「場合又は」を「場合、」に、「に限る。」を「に限る。」又は同条第四項に規定する場合」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日以降に納期が到来する授業料及び受講料から適用する。

この場合において、平成二十七年四月一日前に納期が到来する授業料及び受講料については、同規則第二条第四項ただし書の規定は、適用しない。

◎岡山県規則第六号

岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立学校授業料徴収条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、当該年度の六月」を「、当該月と当該年度の六月とのいずれか早い月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百十五号

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領（昭和五十六年岡山県告示第六百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

題名を次のように改める。

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領

第一条中「昭和二十二年政令第十六号」の下に「第六百六十七条の五第一項及び」を加える。

第二条第一号中「第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第一項に規定する」を「第六百六十七条の四第一項各号（同令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）に掲げる」に改める。

第三条第一項中「第六百六十七条の十一第一項において準用する同令」を削り、「のいずれか」を「（同令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれか」に改める。

第七条中「第六百六十七条の四第一項に規定する」を「第六百六十七条の四第一項各号に掲げる」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 大興産業株式会社

住所 岡山県井原市西江原町1858-3

氏名 代表取締役 猪原 實

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 大興産業株式会社

所在地 岡山県井原市西江原町1858-3

# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	新	設	新	設	新	設	
種	類	5-イ みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業の用に供する原料処理施設 (①)		5-イ みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業の用に供する原料処理施設 (②)		5-ヘ みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業の用に供するろ過施設 (⑥)		5-ヘ みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業の用に供するろ過施設 (⑦)		
能	力	米1,500kg/回		同左		2,000L/回		2,000L/時		
工	事	着手予定年月日		既設		同左		同左		
工	事	完成予定年月日		既設		同左		同左		
使	用	開始予定年月日		許可後直ちに		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		10回/月 3時間 冬季は使用回数減		10回/月 6時間 冬季は使用回数減		4回/月 24時間 冬季は使用回数減		10回/月 16時間 冬季は使用回数減		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	分	通	常	最	大	通	常	最	大
	水	量 (m <sup>3</sup> /日)	1	2	同左		10	14	8	10
	p	H	4~6	4~6			4~6	4~6	2~10	2~10
	B	O D (mg/ℓ)	1,000	1,500			800	1,000	300	400
	C	O D (mg/ℓ)	500	800			400	500	250	300
	S	S (mg/ℓ)	400	500			300	350	200	250
	油	分 (mg/ℓ)	1	2			5	10	2	5
	T	- N (mg/ℓ)	10	20			10	15	1	2
	T	- P (mg/ℓ)	5	10			1	2	0.5	1

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。



# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

区 分	変 更 前	変 更 後			
種 類	5-ロ みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業の用に供する洗浄施設	同左			
能 力	18,000本/日	同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	既設			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	既設			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続8.5時間/日 10月から2月までは7.5時間/日	同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	31	62	10	17
	p H	6.8~7.3	6.8~7.3	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/ℓ)	50	100	5	10
	C O D (mg/ℓ)	50	100	5	10
	S S (mg/ℓ)	50	100	5	10
	油 分 (mg/ℓ)	1	2	同左	
	T-N (mg/ℓ)	0.5	1	1	2
	T-P (mg/ℓ)	0.5	1	同左	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	除害処理施設				同左				
種 類	アサヒ式除害排水処理施設								
構 造	RCユニット型								
主 要 寸 法	1,040×600×390 c m								
能 力	100m <sup>3</sup> /日								
処 理 の 方 法	担体流動ばっ気方式								
工 事 着 手 年 月 日	—								既設
工 事 完 成 年 月 日	—				既設				
使 用 開 始 年 月 日	—				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	45	98	45	98	34	64	34	64
	p H	3~11	3~11	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/ℓ)	600	1,000	300	600	600	700	300	600
	C O D (mg/ℓ)	350	500	200	500	350	400	200	400
	S S (mg/ℓ)	200	350	100	350	250	300	100	300
	油 分 (mg/ℓ)	9	10	5	10	5	7	5	5
	T - N (mg/ℓ)	10	15	5	15	7	10	5	5
T - P (mg/ℓ)	1	2	0.5	2	1	2	0.5	1	

# 平成 27 年 3 月 13 日 岡山県公報 第 11668 号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2-1			
	変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	159	162	90	140	134	138	50	98
p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		同左		同左	
BOD (mg/ℓ)	3	5	5	10	3	5	3	10
COD (mg/ℓ)	5	10	同左		5	10	同左	
S S (mg/ℓ)	5	10			5	10		
油分 (mg/ℓ)	0.5	1	1	2	0.5	1		
T-N (mg/ℓ)	0.5	1	1	2	0.5	1	1	2
T-P (mg/ℓ)	0.5	1	0.2	1	0.5	1	同左	

# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

排水口番号	No. 2-2		No. 3		No. 4		雨水①～⑰	
区 分	新 設		新 設		新 設		新 設	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量 (m <sup>3</sup> /日)	80	120	20	37	1	2	0	0
p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		同左		—	—
B O D (mg/ℓ)	5	10					—	—
C O D (mg/ℓ)	5	10					—	—
S S (mg/ℓ)	5	10					—	—
油 分 (mg/ℓ)	1	2					—	—
T-N (mg/ℓ)	1	2					—	—
T-P (mg/ℓ)	0.5	1					—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年3月13日から同年4月3日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第百十七号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 セントラルシティ病院

所在地 岡山市南区築港栄町一九―三〇

名 称 倉敷平成病院

所在地 倉敷市老松町四―三―三八

二 有効期限

平成三十年三月三十一日

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

## ◎岡山県告示第百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

津山市社会福祉協議会久米介護サービスセンター

#### 2 所在地

岡山県津山市中北下一三〇〇番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人津山市社会福祉協議会

#### 2 所在地

岡山県津山市山北五二〇番地

### 三 廃止年月日

平成二十七年三月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇二〇四

### 五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

津山市社会福祉協議会久米訪問入浴サービスセンター

#### 2 所在地

岡山県津山市中北下一三〇〇番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

- 1 名称  
社会福祉法人津山市社会福祉協議会
- 2 所在地  
岡山県津山市山北五二〇番地
- 3 廃止年月日  
平成二十七年三月三十一日
- 4 介護保険事業所番号  
三三七三八〇〇二一二
- 5 サービスの種類  
訪問入浴介護  
介護予防訪問入浴介護

◎岡山県告示第百十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県農林水産部耕地課、岡山県備前県民局農林水産事業部農地農村計画課及び岡山県備中県民局農林水産事業部農地農村計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 久々井海岸久々 井地区海岸保全 区域 (延長965.3m 方位 磁北)	<p>基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点20までを順次結んだ線、補助点20と基点12を結んだ線、基点12と補助点21を結んだ線、補助点21から補助点27までを順次結んだ線及び補助点27と基点1を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点1 岡山県備前市久々井字弥平谷690番1の国土地理院四等三角点「東片上」(北緯34°43'36"261, 東経134°11'48"513)から197°51'の方向へ距離552mの地点</p>	
	基点1から	209°57'の方向へ距離 49.7mの地点
	基点2から	221°51'の方向へ距離 49.4mの地点
	基点3から	231°26'の方向へ距離 40.2mの地点
	基点4から	184°18'の方向へ距離 98.1mの地点
	基点5から	263°04'の方向へ距離 100.4mの地点
	基点6から	198°07'の方向へ距離 58.3mの地点
	基点7から	84°22'の方向へ距離 49.7mの地点
	基点8から	108°55'の方向へ距離 126.2mの地点
	基点9から	178°48'の方向へ距離 122.4mの地点
	基点10から	179°19'の方向へ距離 100.0mの地点
	基点11から	183°48'の方向へ距離 65.1mの地点
	基点12から	317°31'の方向へ距離 20.4mの地点



	補助点2	基点2から	251° 14'	の方向	～距離	32.2mの地点
	補助点3	基点3から	310° 33'	の方向	～距離	25.8mの地点
	補助点4	基点4から	339° 38'	の方向	～距離	40.6mの地点
	補助点5	基点4から	303° 06'	の方向	～距離	19.8mの地点
	補助点6	基点4から	270° 31'	の方向	～距離	50.2mの地点
	補助点7	基点5から	288° 08'	の方向	～距離	52.2mの地点
	補助点8	基点6から	293° 23'	の方向	～距離	49.1mの地点
	補助点9	基点7から	239° 18'	の方向	～距離	50.8mの地点
	補助点10	基点7から	140° 49'	の方向	～距離	19.2mの地点
	補助点11	基点8から	231° 58'	の方向	～距離	31.1mの地点
	補助点12	基点8から	192° 50'	の方向	～距離	18.3mの地点
	補助点13	基点9から	276° 11'	の方向	～距離	77.4mの地点
	補助点14	基点10から	290° 17'	の方向	～距離	86.6mの地点
	補助点15	基点11から	295° 01'	の方向	～距離	89.6mの地点
	補助点16	基点11から	277° 43'	の方向	～距離	90.4mの地点
	補助点17	基点11から	274° 36'	の方向	～距離	85.9mの地点
	補助点18	基点11から	271° 53'	の方向	～距離	83.2mの地点
	補助点19	基点11から	215° 23'	の方向	～距離	37.5mの地点
	補助点20	基点12から	270° 46'	の方向	～距離	16.6mの地点
	補助点21	基点12から	90° 46'	の方向	～距離	53.5mの地点
	補助点22	基点10から	71° 53'	の方向	～距離	50.7mの地点
	補助点23	基点9から	53° 21'	の方向	～距離	60.5mの地点
	補助点24	基点5から	136° 02'	の方向	～距離	66.0mの地点
	補助点25	基点3から	156° 02'	の方向	～距離	46.7mの地点
	補助点26	基点2から	164° 05'	の方向	～距離	62.9mの地点
	補助点27	基点1から	137° 31'	の方向	～距離	51.6mの地点
岡山県岡山沿岸 松尾海岸松尾地 区海岸保全区域	基点1と補助点1を結んだ線, 補助点1から補助点49までを順次結んだ線, 補助点49と基点19を結んだ線, 基点19と補助点50を結んだ線, 補助点50から補助点95までを順次結んだ線及び補助点					

(延長1,884.4 m方位 磁北)	95と基点1を結んだ線により囲まれた区域
基点1 岡山県玉野市八浜町字両児山1087番の国土地理院四等 三角点「両児山」(北緯34° 33' 05" 686, 東経133° 56' 25" 619) から316° 56' の方向へ距離205.9mの地点	
基点2 基点1から	58° 44' の方向へ距離 100.0mの地点
基点3 基点2から	48° 51' の方向へ距離 105.7mの地点
基点4 基点3から	53° 05' の方向へ距離 86.8mの地点
基点5 基点4から	39° 52' の方向へ距離 50.0mの地点
基点6 基点5から	38° 35' の方向へ距離 100.0mの地点
基点7 基点6から	38° 35' の方向へ距離 100.0mの地点
基点8 基点7から	38° 57' の方向へ距離 136.1mの地点
基点9 基点8から	345° 43' の方向へ距離 86.1mの地点
基点10 基点9から	10° 12' の方向へ距離 131.0mの地点
基点11 基点10から	3° 07' の方向へ距離 99.9mの地点
基点12 基点11から	313° 41' の方向へ距離 96.1mの地点
基点13 基点12から	4° 11' の方向へ距離 81.5mの地点
基点14 基点13から	18° 50' の方向へ距離 100.0mの地点
基点15 基点14から	15° 06' の方向へ距離 74.0mの地点
基点16 基点15から	2° 45' の方向へ距離 86.0mの地点
基点17 基点16から	357° 02' の方向へ距離 100.0mの地点
基点18 基点17から	0° 12' の方向へ距離 100.0mの地点
基点19 基点18から	0° 16' の方向へ距離 134.4mの地点
補助点1 基点1から	328° 37' の方向へ距離 50.0mの地点
補助点2 基点1から	13° 58' の方向へ距離 71.2mの地点
補助点3 基点2から	327° 54' の方向へ距離 50.2mの地点
補助点4 基点2から	344° 26' の方向へ距離 52.2mの地点
補助点5 基点2から	349° 37' の方向へ距離 54.4mの地点
補助点6 基点3から	286° 21' の方向へ距離 51.3mの地点
補助点7 基点3から	324° 02' の方向へ距離 41.3mの地点
補助点8 基点3から	348° 12' の方向へ距離 43.9mの地点

補助点 9	基点 4 から	269° 58'	の方向～距離	69.9mの地点
補助点10	基点 4 から	310° 32'	の方向～距離	51.3mの地点
補助点11	基点 5 から	291° 11'	の方向～距離	52.4mの地点
補助点12	基点 5 から	308° 34'	の方向～距離	50.0mの地点
補助点13	基点 6 から	263° 35'	の方向～距離	70.7mの地点
補助点14	基点 6 から	308° 34'	の方向～距離	50.2mの地点
補助点15	基点 7 から	263° 35'	の方向～距離	70.7mの地点
補助点16	基点 7 から	308° 34'	の方向～距離	50.1mの地点
補助点17	基点 7 から	353° 10'	の方向～距離	71.2mの地点
補助点18	基点 8 から	272° 59'	の方向～距離	64.2mの地点
補助点19	基点 8 から	283° 17'	の方向～距離	57.9mの地点
補助点20	基点 9 から	238° 51'	の方向～距離	53.2mの地点
補助点21	基点 9 から	271° 58'	の方向～距離	52.7mの地点
補助点22	基点 9 から	312° 19'	の方向～距離	60.3mの地点
補助点23	基点10から	235° 39'	の方向～距離	69.8mの地点
補助点24	基点10から	270° 54'	の方向～距離	49.3mの地点
補助点25	基点10から	281° 22'	の方向～距離	49.9mの地点
補助点26	基点11から	227° 21'	の方向～距離	71.3mの地点
補助点27	基点11から	259° 06'	の方向～距離	51.6mの地点
補助点28	基点12から	172° 19'	の方向～距離	69.1mの地点
補助点29	基点12から	218° 37'	の方向～距離	47.9mの地点
補助点30	基点12から	266° 53'	の方向～距離	72.0mの地点
補助点31	基点12から	301° 35'	の方向～距離	69.5mの地点
補助点32	基点13から	288° 21'	の方向～距離	48.6mの地点
補助点33	基点13から	333° 43'	の方向～距離	70.3mの地点
補助点34	基点14から	274° 23'	の方向～距離	52.3mの地点
補助点35	基点14から	292° 18'	の方向～距離	51.7mの地点
補助点36	基点15から	253° 50'	の方向～距離	59.7mの地点
補助点37	基点15から	271° 22'	の方向～距離	52.4mの地点
補助点38	基点15から	300° 57'	の方向～距離	44.2mの地点

補助点39	基点15から	305° 16'	の方向～距離	47.4mの地点
補助点40	基点16から	243° 40'	の方向～距離	54.5mの地点
補助点41	基点16から	266° 58'	の方向～距離	50.0mの地点
補助点42	基点16から	312° 00'	の方向～距離	70.7mの地点
補助点43	基点17から	266° 58'	の方向～距離	50.0mの地点
補助点44	基点17から	275° 34'	の方向～距離	50.6mの地点
補助点45	基点18から	225° 22'	の方向～距離	70.8mの地点
補助点46	基点18から	270° 20'	の方向～距離	50.0mの地点
補助点47	基点18から	315° 22'	の方向～距離	70.7mの地点
補助点48	基点19から	235° 41'	の方向～距離	60.4mの地点
補助点49	基点19から	281° 45'	の方向～距離	50.7mの地点
補助点50	基点19から	101° 45'	の方向～距離	11.9mの地点
補助点51	基点19から	162° 08'	の方向～距離	36.3mの地点
補助点52	基点18から	12° 50'	の方向～距離	51.1mの地点
補助点53	基点18から	90° 46'	の方向～距離	11.2mの地点
補助点54	基点18から	167° 50'	の方向～距離	51.3mの地点
補助点55	基点17から	87° 28'	の方向～距離	10.8mの地点
補助点56	基点16から	8° 38'	の方向～距離	51.0mの地点
補助点57	基点16から	87° 20'	の方向～距離	11.7mの地点
補助点58	基点15から	30° 13'	の方向～距離	44.7mの地点
補助点59	基点15から	96° 47'	の方向～距離	29.0mの地点
補助点60	基点15から	142° 30'	の方向～距離	34.4mの地点
補助点61	基点14から	112° 26'	の方向～距離	24.3mの地点
補助点62	基点13から	44° 58'	の方向～距離	55.9mの地点
補助点63	基点13から	108° 28'	の方向～距離	25.0mの地点
補助点64	基点13から	148° 53'	の方向～距離	32.9mの地点
補助点65	基点12から	34° 44'	の方向～距離	37.6mの地点
補助点66	基点12から	52° 22'	の方向～距離	25.7mの地点
補助点67	基点12から	172° 19'	の方向～距離	55.9mの地点
補助点68	基点11から	21° 22'	の方向～距離	35.0mの地点

	補助点69	基点11から	313° 41'	の方向	～距離	11.4mの地点
	補助点70	基点11から	163° 35'	の方向	～距離	52.7mの地点
	補助点71	基点10から	101° 30'	の方向	～距離	13.7mの地点
	補助点72	基点10から	177° 01'	の方向	～距離	51.6mの地点
	補助点73	基点9から	28° 04'	の方向	～距離	32.3mの地点
	補助点74	基点9から	140° 15'	の方向	～距離	21.0mの地点
	補助点75	基点8から	25° 21'	の方向	～距離	21.2mの地点
	補助点76	基点8から	116° 24'	の方向	～距離	24.7mの地点
	補助点77	基点8から	184° 21'	の方向	～距離	42.9mの地点
	補助点78	基点7から	65° 09'	の方向	～距離	55.9mの地点
	補助点79	基点7から	128° 37'	の方向	～距離	25.0mの地点
	補助点80	基点7から	192° 02'	の方向	～距離	55.9mの地点
	補助点81	基点6から	128° 37'	の方向	～距離	25.0mの地点
	補助点82	基点6から	192° 02'	の方向	～距離	55.9mの地点
	補助点83	基点5から	128° 37'	の方向	～距離	25.0mの地点
	補助点84	基点5から	164° 14'	の方向	～距離	30.8mの地点
	補助点85	基点4から	130° 34'	の方向	～距離	25.0mの地点
	補助点86	基点4から	172° 49'	の方向	～距離	33.8mの地点
	補助点87	基点4から	197° 13'	の方向	～距離	56.7mの地点
	補助点88	基点3から	108° 36'	の方向	～距離	43.0mの地点
	補助点89	基点3から	125° 03'	の方向	～距離	37.1mの地点
	補助点90	基点3から	188° 19'	の方向	～距離	49.3mの地点
	補助点91	基点2から	103° 49'	の方向	～距離	34.1mの地点
	補助点92	基点2から	114° 03'	の方向	～距離	30.1mの地点
	補助点93	基点2から	147° 55'	の方向	～距離	25.0mの地点
	補助点94	基点1から	85° 53'	の方向	～距離	55.9mの地点
	補助点95	基点1から	148° 37'	の方向	～距離	25.0mの地点
岡山県岡山沿岸 大島海岸大島地	基点1と補助点1を結んだ線，補助点1から補助点9までを順次結んだ線，補助点9と基点7を結んだ線，基点7と補助点10を					

区海岸保全区域 (延長329.5m)	結んだ線, 補助点10から補助点16までを順次結んだ線及び補助点16と基点1を結んだ線により囲まれた区域
方位 磁北)	基点1 岡山県笠岡市横島字瀬戸山1510番の国土地理院四等三角点「瀬戸山」(北緯34° 28' 48" 354, 東経133° 31' 19" 468) から289° 31' の方向へ距離450mの地点
	基点2 基点1から 121° 43' の方向へ距離 48.5mの地点
	基点3 基点2から 123° 24' の方向へ距離 100.0mの地点
	基点4 基点3から 123° 26' の方向へ距離 89.6mの地点
	基点5 基点4から 125° 20' の方向へ距離 15.2mの地点
	基点6 基点5から 38° 38' の方向へ距離 20.5mの地点
	基点7 基点6から 60° 02' の方向へ距離 54.5mの地点
	補助点1 基点1から 212° 59' の方向へ距離 50.1mの地点
	補助点2 基点2から 225° 32' の方向へ距離 52.4mの地点
	補助点3 基点2から 208° 52' の方向へ距離 50.5mの地点
	補助点4 基点3から 185° 46' の方向へ距離 57.0mの地点
	補助点5 基点4から 208° 44' の方向へ距離 50.7mの地点
	補助点6 基点5から 174° 03' の方向へ距離 70.8mの地点
	補助点7 基点6から 140° 02' の方向へ距離 51.3mの地点
	補助点8 基点6から 121° 16' の方向へ距離 57.3mの地点
	補助点9 基点7から 151° 48' の方向へ距離 50.2mの地点
	補助点10 基点7から 331° 48' の方向へ距離 29.8mの地点
	補助点11 基点7から 287° 15' の方向へ距離 40.5mの地点
	補助点12 基点4から 13° 15' の方向へ距離 31.5mの地点
	補助点13 基点3から 75° 18' の方向へ距離 39.7mの地点
	補助点14 基点2から 36° 26' の方向へ距離 29.7mの地点
	補助点15 基点2から 7° 48' の方向へ距離 31.9mの地点
	補助点16 基点1から 32° 59' の方向へ距離 29.9mの地点

◎岡山県告示第百二十号

昭和四十三年岡山県告示第九十九号（海岸保全区域の指定および廃止）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第三久々井海岸の項、松尾海岸の項及び大島海岸の項を削る。

◎岡山県告示第百二十一号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太



# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

◎岡山県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 勝山栗原線

三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市佐引字大棚九三六番地先から 真庭市佐引字市場河内一〇三七番一地先 を経て 真庭市佐引字仁子河内一〇七二番五地先 まで	新		一〇・八 五二・〇	六五五・〇
真庭市佐引字大棚九三六番地先から 真庭市佐引字仁子河内一〇七二番五地先 まで	旧		七・〇 三四・〇	六五九・〇
真庭市佐引字大棚九三六番地先から 真庭市佐引字仁子河内一〇七二番五地先 まで	旧		七・〇 三四・〇	六五九・〇

一 道路の種類 県道

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二 路線名 福谷小才線  
三 道路の区域

瀬戸内市邑久町福谷字岡田五四九番三地 先から	瀬戸内市邑久町福谷字掛上り五〇九番一 地先まで	区  域
別 新旧	別 新旧	別 新旧
幅員 (メートル)	幅員 (メートル)	幅員 (メートル)
延長 (メートル)	延長 (メートル)	延長 (メートル)

一 道路の種類 県道  
二 路線名 市場青木線  
三 道路の区域

瀬戸内市邑久町福谷字岡田五四九番三地 先から	瀬戸内市邑久町福谷字掛上り五〇九番一 地先まで	区  域
別 新旧	別 新旧	別 新旧
幅員 (メートル)	幅員 (メートル)	幅員 (メートル)
延長 (メートル)	延長 (メートル)	延長 (メートル)

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小山桑上線
- 三 道路の区域

一〇地先から 小田郡矢掛町東三成字土井四〇三三番三 地先まで	旧	二・〇〇 五・〇	六三・〇
--------------------------------------	---	-------------	------

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市八社字宇通谷六六四番三地先から 津山市八社字西畑前五九一番一地先まで	新	四・〇〇 一七・五	一七八・八
津山市八社字宇通谷六六四番三地先から 津山市八社字西畑前五九一番一地先まで	旧	二・五〇 一五・五	一七八・八

# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

◎岡山県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	福谷小才線	瀬戸内市邑久町福谷字岡田五四九番三地先から 瀬戸内市邑久町福谷字掛上り五〇九番一地先まで	平成二十七年三月十三日	
	市場青木線	小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇五三番一〇地先から 小田郡矢掛町東三成字土井四〇三三番三地先まで		
	小山桑上線	津山市八社字宇通谷六六四番三地先から 津山市八社字西畑前五九一番一地先まで		
	勝山栗原線	真庭市佐引字大棚九三六番地先から 真庭市佐引字市場河内一〇三七番一地先を経て 真庭市佐引字仁子河内一〇七二番五地先まで	平成二十七年三月十五日	

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

◎岡山県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、高梁市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇九K川上町七地〇〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町七地〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二〇九K川上町仁賀〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町仁賀〇二九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二〇九K川上町領家〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K奥万田町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町阿部〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町阿部〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町阿部〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町福地〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町近似〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町近似〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町近似〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町近似〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K落合町原田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K御前町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K上谷町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K小高下町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K高倉町大瀬八長〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K段町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K段町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K津川町今津〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K浜町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松山〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松山〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二〇九K成羽町上日名〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町上日名〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二〇九D川上町仁賀〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町七地〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町地頭〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町地頭〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町地頭〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町地頭〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町地頭〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上大竹〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上大竹〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上大竹〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上大竹〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上大竹〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇九K成羽町星原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町星原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町羽山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町羽山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町羽山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町中野〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町中野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町中野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町中野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町下日名〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二〇九D奥万田町〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D奥万田町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇〇八	土石流	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二〇九D 成羽町上日名〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D 成羽町上日名〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D 成羽町上日名〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 和田町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 松山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D 松原町松岡〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D 松原町松岡〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D 松原町松岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 原田南町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D 原田南町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 浜町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 段町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 高倉町大瀬八長〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D 高倉町大瀬八長〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D 高倉町大瀬八長〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D 高倉町大瀬八長〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D 下谷町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 川端町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 上谷町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D 上谷町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D 上谷町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町近似〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町福地〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町福地〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町福地〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町福地〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町福地〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町福地〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町福地〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D 落合町阿部〇一六	土石流	次の図のとおり



平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二〇九丁成羽町星原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九丁成羽町星原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九丁成羽町星原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九丁有漢町上有漢〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁有漢町上有漢〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町上大竹〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町上大竹〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町上大竹〇〇四	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町高山市〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町地頭〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町地頭〇〇四	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町地頭〇〇五	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町臘敷〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町七地〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町七地〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町仁賀〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町仁賀〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町仁賀〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町仁賀〇〇四	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町仁賀〇〇五	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町仁賀〇〇六	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町仁賀〇〇七	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町三沢〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町三沢〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町三沢〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川上町三沢〇〇四	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁落合町福地〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁川面町〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁巨瀬町〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁巨瀬町〇〇三	地滑り	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二〇九丁高倉町飯部〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁高倉町飯部〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁玉川町下切〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁玉川町下切〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁玉川町増原〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁玉川町増原〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁津川町今津〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁津川町八川〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁中井町西方〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁中井町西方〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁松原町大津寄〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁松原町松岡〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町上日名〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町上日名〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町上日名〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町小泉〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町坂本〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町坂本〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町下日名〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町下日名〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町中野〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町成羽〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町成羽〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町成羽〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町成羽〇〇四	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町成羽〇〇五	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町成羽〇〇六	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁成羽町羽山〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁備中町長屋〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇九丁備中町平川〇〇一	地滑り	次の図のとおり

二〇九丁備中町平川〇〇二

地滑り

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部高梁地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

## ◎岡山県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、真庭市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二四K栗原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K栗原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K後谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K後谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K後谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K後谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K後谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K後谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K江川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K江川〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K江川〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K勝山〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K古呂々尾中〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二四D影〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D赤野〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D赤野〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四K蒜山西茅部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代畝〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代畝〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代畝〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K曲り〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K本郷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田本〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田本〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田本〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田本〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田本〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田本〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田本〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田本〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K月田〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二四D栗原〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D木山〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D木山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D木山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D上河内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D鹿田〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D鹿田〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D鹿田〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D鹿田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D鹿田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D鹿田〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二四D杉山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D佐引〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D佐引〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D佐引〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D佐引〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇二四	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇二三	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇二二	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇二一	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一九	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇一五	土石流	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二四D日名〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D中河内〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D中河内〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D中河内〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D中河内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D中河内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D中河内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D旦土〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D関〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D関〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D関〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D関〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二四D日名〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一九	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D日野上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D日野上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D日野上〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D別所〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D別所〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D別所〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D法界寺〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D法界寺〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D法界寺〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D後谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D後谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D後谷畝〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D江川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D江川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D江川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D江川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D江川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D江川〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D勝山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D勝山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D上〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D上〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D上〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D神代〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D古呂々尾中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D古呂々尾中〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二四D福谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D月田本〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D月田本〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D月田本〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D月田本〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D月田本〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D月田本〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D月田〇二三	土石流	次の図のとおり
二二四D月田〇二二	土石流	次の図のとおり
二二四D月田〇二一	土石流	次の図のとおり
二二四D月田〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D月田〇一九	土石流	次の図のとおり
二二四D月田〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D月田〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D清谷〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D清谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D清谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D清谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D清谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D清谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D菅谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D下岩〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D下岩〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D柴原〇〇一	土石流	次の図のとおり

# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二四D福谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D福谷〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D星山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D星山〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D本郷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D本郷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D本郷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D本郷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D本郷〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D本郷〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D本郷〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D曲り〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D曲り〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D曲り〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D曲り〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D見尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D見尾〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D若代〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D若代〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D若代〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D若代〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D若代〇一三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、和気郡和気町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
三四六D大中山〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D清水〇〇六	土石流	次の図のとおり
三四六D清水〇〇七	土石流	次の図のとおり
三四六D福富〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D福富〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域工務課に備え置いて縦覧に供する。



# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

## ◎岡山県告示第百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、久米郡美咲町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六六六K打穴上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴北〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴北〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴北〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴北〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴北〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴里〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴里〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴里〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴里〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴里〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K打穴中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和西〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和西〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

六六六K大坪和西〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和西〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和西〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和東〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和東〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和東〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和東〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和東〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和東〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和東〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大坪和東〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K越尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K越尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K越尾〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K越尾〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K越尾〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西幸〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K境〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K境〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K境〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K境〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K境〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K境〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K新城〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

六六六K角石祖母〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K角石祖母〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K原田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K原田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K原田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K原田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K頼元〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K両山寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K両山寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K和田北〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K吉ヶ原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K定宗〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K定宗〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K定宗〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K定宗〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

六六六K大戸上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K大戸下〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K久木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K久木〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K飯岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六D越尾〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六J里〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六六六J中〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六六六J西川上〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六六六J西川上〇〇二	地滑り	次の図のとおり
六六六J西川上〇〇三	地滑り	次の図のとおり
六六六J打穴里〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、久米郡久米南町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六六三丁上靱〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六六三丁上靱〇〇二	地滑り	次の図のとおり
六六三丁下弓削〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六六三丁南庄〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

# 平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

## ◎岡山県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、浅口市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二二六K鴨方町鴨方〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町小坂東〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町小坂東〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町小坂東〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町深田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町本庄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町本庄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町益坂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町みどりヶ丘〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町みどりヶ丘〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町六条院中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町六条院中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町六条院中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町六条院中〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町六条院中〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町六条院東〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町六条院東〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K金光町占見新田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K金光町大谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K金光町大谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二六D	鴨方町本庄〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町本庄〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町本庄〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町本庄〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町本庄〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町地頭上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町地頭上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町地頭上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町小坂東〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町小坂東〇〇〇	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町小坂東〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町小坂東〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町小坂東〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町小坂東〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町鴨方〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二六D	鴨方町鴨方〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二六K	寄島町〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	寄島町〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	寄島町〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	寄島町〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	寄島町〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	寄島町〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	寄島町〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	金光町八重〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	金光町下竹〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	金光町佐方〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	金光町大谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	金光町大谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	金光町大谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K	金光町大谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
二二六D鴨方町本庄〇〇七	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町本庄〇〇八	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町本庄〇〇九	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町本庄〇一〇	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇〇六	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇〇七	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇〇八	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇〇九	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇一〇	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇一一	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇一二	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇一三	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D金光町大谷〇〇三	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D金光町大谷〇〇四	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D金光町大谷〇〇五	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D寄島町〇二四	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D寄島町〇二五	土石流	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町小坂東〇〇六	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり





平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

二二六K寄島町〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町鴨方〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町小坂東〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町小坂東〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町小坂東〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町小坂東〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町小坂東〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町小坂東〇一一	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町本庄〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町本庄〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町本庄〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町本庄〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇一一	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇一二	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町六条院中〇一三	土石流	次の図のとおり
二二六D金光町大谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二六D金光町大谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二六D金光町大谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二六D寄島町〇二五	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年四月一日付け岡山県告示第百号で告示した高梁都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

高梁市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
		高梁都市計画道路事 業 三・四・高六 高梁駅松連寺線	平成二十年四月一日か ら 平成二十七年九月三十 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

◎岡山県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年四月一日付け岡山県告示第百二号で告示した高梁都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
		高梁都市計画道路事 業 三・五・高四 南町近似線	平成二十年四月一日か ら 平成二十七年九月三十 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

◎岡山県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年十月九日付け岡山県告示第五百六十八号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
		岡山県南広域都市計画道路事業 三・四・倉四百四 西阿知矢柄線	平成二十一年十月九日 から 平成三十二年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

〔九九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すみれ会

三 代表者の氏名

大下 俊則

四 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡二六二七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、精神保健福祉の普及啓発による理解の促進、授産事業による精神障害者の社会復帰の推進を図り、精神障害者の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二〇〇〕次の建設業者の営業所の所在地を確知できず、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、平成二十七年三月十三日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十七年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 商号又は名称 株式会社 3・3 Design岡山

二 代表者の氏名 橋本 光一

三 主たる営業所の所在地 岡山市中区西川原七二―二

四 許可番号 岡山県知事許可（般―二三）第二二八五六号

五 許可年月日 平成二十四年三月三十日

六 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち建築工事業

七 教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に岡山県知事に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して六月以内に岡山県（代表者岡山県知事）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができる。

◎岡山県教育委員会告示第三号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定を次のとおり解除した。

平成二十七年三月十三日

岡山県教育委員会

一 指定番号 無第四一号

二 認定年月日 平成十八年三月十七日

三 種 別 重要無形文化財

四 名 称 木工芸

五 保持者の住所、氏名及び生年月日

岡山市北区足守八九二番地

小川 一敏（雅号 小川 一洋）

昭和七年十月十五日生

六 解除年月日及び理由

平成二十七年二月一日 保持者死亡のため



◎岡山県教育委員会告示第四号

平成九年岡山県教育委員会告示第三号（技能教育施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月十三日

岡山県教育委員会

三を次のように改める。

三 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

（総合学科）

ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス経済	ビジネス経済
ビジネス情報	ビジネス情報
ビジネス実務	ビジネス実務

◎岡山県教育委員会告示第五号

平成二十四年岡山県教育委員会告示第三号（技能教育施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月十三日

岡山県教育委員会

三を次のように改める。

三 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス基礎

ビジネス基礎

ビジネス実務

ビジネス実務

マーケティング

マーケティング

◎岡山県選管告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三四一
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九五、八七七
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	数	八一、五二七	選挙区	数	九、二四三
				高梁市		

平成27年3月13日 岡山県公報 第11668号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、〇〇七	一五、九九一	一四、四九二	一七、六九七	三一、九三〇	一三一、三〇八	四五、一七一	二六、一五一	三八、三七七
久米郡	勝田郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
五、八四三	四、八〇七	一二、九三九	八、八二三	一三、七三〇	一二、一三九	一〇、五八五	一四、五九二	八、九九二

◎岡山県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六号の表豊田駐在所の項中「松木五一七」を「松木五二五の三」に改める。

第七号の表藤野駐在所の項中「藤野五六」を「泉三一の一」に改める。

第十一号の表阿知交番の項中「鶴形一丁目の一部」を「鶴形一丁目」に改め、「老松町五丁目」の下に「幸町、美和一丁目、美和二丁目」を加え、同表中庄交番の項中「鶴形一丁目の一部、幸町、美和一丁目、美和二丁目、」を削る。

第十六号の表総社駅前交番の項中「井手」及び「刑部の一部、福井の一部」を削り、同項の次に次のように加える。

鬼ノ城交番	総社市北溝手三五八の六	総社市のうち井手、総社の一部、刑部の一部、福井の一部、南溝手、北溝手、金井戸、窪木、長良、三須、上林、下林、赤浜、東阿曾、西阿曾、久米、黒尾、奥坂、見延の一部
-------	-------------	---

第十六号の表溝手駐在所の項を削り、同表泉駐在所の項中「総社の一部」を削り、同表山手駐在所の項中「上林の一部、下林の一部、三須の一部、」を削り、同表阿曾駐在所の項を削る。

第十七号の表高梁駅前交番の項中「旭町一三一七の二」を「栄町一三二四の七」に改める。

第十九号の表美甘駐在所の項中「美甘四一五四の四」を「美甘四〇二一の二三」に改め、同表川上駐在所の項中「蒜山上福田五二九の二」を「蒜山上福田五二九の六」に改める。

第二十号の表津山駅前交番の項中「押淵」を「押淵」に改め、「金屋」の下に「津山口、井の口、一方」を加え、同表津山口駐在所の項を削り、同表富駐在所の項中「富西谷二五四の一」を「富西谷二五四の四」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

七	行
五〇九の七、五〇九の一〇	誤
五〇九の一〇（国有林）、五〇九の七	正

（二）平成二十六年十二月二十二日付け公布岡山県告示第六百二十七号（保安林の解除予定）に誤りがあった。

終わりから八	行
第二十九条第一項	誤
第二十九条の二第二項	正

〔三〕平成二十五年十一月十五日付け公布岡山県公告（建設業の許可の取消し）に誤りがあった。

終わりから八	行
第二十九条第一項	誤
第二十九条の二第二項	正

〔四〕平成二十六年二月二十八日付け公布岡山県公告（建設業の許可の取消し）に誤りがあった。



終わりから八	行
第二十九条第一項	誤
第二十九条の二第一項	正

(五) 平成二十六年三月十四日付け公布岡山県公告(建設業の許可の取消し)に誤りがあつた。